

(令和4年4月25日改正)

第13回福島県荒川博杯ティーボール大会における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

矢吹町スポーツ少年団本部

選手をはじめ各チームに関係するすべての方々の命と健康を第一に考え、新型コロナウイルス感染症への予防対策を講じながら試合を実施することに、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

I. 基本的な考え

- (1) 3つの密(密閉、密集、密接)を回避し、ソーシャルディスタンスを意識する
- (2) 活動時以外(飲食時除く)はマスクを着用する
- (3) タオル・ペットボトル・コップなどの共用は避ける
- (4) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を推奨する
- (5) 命を守るための行動を最優先とする

II. 活動(試合)開始前

- (1) 大会参加者は、主催者が示した「ガイドライン」・「チェックリスト」等を遵守すること。
- (2) 会場に入場できる者は、チーム関係者、大会役員、審判員、事務局、報道関係者のみとし、かつ大会当日に「健康チェックシート」を提出し受理された者のみとする。
チーム関係者は監督、コーチ、審判員、選手(含エントリー外の選手)、児童保護者とする。
- (3) チーム責任者は上記(2)を関係者に周知する。
- (4) 大会参加者の健康状態等を把握するため、大会参加者全員に「健康チェックシート」の提出を求める。必要事項を記入し、大会当日、忘れず持参すること。
参加チーム責任者は、大会当日、チーム全員の「健康チェックシート」を集め、受付に提出すること。
- (5) 参加チームの監督コーチ、選手、保護者が、以下の項目に該当しないことを確認の上参加すること
 - (I) 過去1週間以内から現在までに体温37.5度以上、強い倦怠感、感冒様症状(咳、咽頭痛、息苦しさ等)、味覚・嗅覚異常などの異変がある場合を含む体調不良のある者
 - (II) 新型コロナウイルス感染症陽性の診断を受けた者
有症状者・無症状者ともに、発症日から10日未満、かつ、症状軽快後72時間以内
(例:発症日※5/17の場合 → 療養期間は5/27までとなり、28日が解除日となります。)
※発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日
 - (III) 濃厚接触者※として自宅待機中の者
※陽性となった人と一定の期間に接触があった者を指し、保健所等から濃厚接触者として判断を受けた者です。
なお、感染者と接触があった日の次の日を1日目とし、7日間の自宅待機をお願いされている者。
(例:感染者との最終接触日が5/20の場合 → 自宅待機期間は5/27までとなり、28日が解除日となります。)
 - (IV) 家族が濃厚接触者として自宅待機中の者
 - (V) 家族に(I)・(II)のいずれかに該当する者
 - (VI) 海外から帰国(日本に入国)して14日未満の者

(Ⅶ) マスク非着用の者(プレー中は、該当しない)

(Ⅷ) 本大会開催、試合運営に関するガイドラインならびに連盟役員及び審判員の指示に従わない者

III.活動(試合)中および活動(試合)終了後

(1)選手ナンバー(ヒブス、ゼッケン等)は各チームで準備する

(2)試合前後の挨拶は、各チームベンチ前に整列して行う。

※サークルを描くように整列し、ハイタッチでのあいさつは感染防止の観点より実施しない

(3)先攻・後攻を決めるジャンケンは、ソーシャル・ディスタンスを保ちおこなう

(4)水分は個人のペットボトルか水筒で飲むこと(共用の水筒やタンクは使用しないこと)

(5)試合中は素手でのハイタッチ、握手は禁止する

(6)ボールを触った手で目・口・鼻を触らないように指導すること

(7)試合前やイニング間の円陣は一定の間隔を保ち、声出しや大声での会話は禁止する

(8)ベンチ内では、人と人との間隔をとり、近距離での会話や大きな声での声援は控える

(9)各チームで準備した手指消毒液にて各チームの攻撃前ごとに消毒を行う

(10)ダッグアウト内では選手同士の間隔の確保に努める

(11)手伝い選手や監督等のスタッフ(ベースコーチにつく場合を除く)は原則マスク着用とする

(12)メガホンの使用を禁止する

(13)唾を吐く行為、手を舐める行為は禁止する

(14)守備中に審判や選手と会話する場合は、自分のグローブで口を覆う形で行うこと

(15)許可なく自分の試合会場以外の会場へ行かないこと

(16)終了後の応援団への挨拶は行わないか、行う時はソーシャル・ディスタンスを保ち行うこと

(17)マスクを着用して移動すること

(18)荷物を持ち、《待機場所へ》静かに退場すること

(19)試合後のミーティングは、指定されたスペースにて一定の間隔を保ち速やかに行う

IV.大会運営など

(1)接触の多い箇所は適宜消毒を行う

(2)参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したと報告があった場合は関係機関などに連絡を行う場合がある(プライバシーは確実に守ります)